

事業系一般廃棄物の分け方・出し方

事業系一般廃棄物として処理するもの

① 食品・生ごみ P6	食品の売れ残り 料理の食べ残り 飲食店の厨房などから出る調理くずなど 	可能な限り、生ごみの資源化をご検討ください。 P14へ 環境センター(ごみ焼却施設)に自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託してください。 P15・P16へ
	小売店等で売れ残った賞味期限・消費期限内の食品や、余剰食品、規格外商品など	フードバンクへの寄付をご検討ください。 P14へ
	・食料品製造業などの業種から発生する食品廃棄物は産業廃棄物です。 ・食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクルに取り組む必要があります。	
② 木くず(剪定枝・刈草) P6	剪定枝 刈草など 	環境センター(ごみ焼却施設)に自己搬入してください。 P15へ 一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託してください。 ※産業廃棄物以外の木くずのみ P16へ
	・建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。	
③ 古紙 リサイクルできるもの P7	リサイクルできるもの 新聞、段ボール、紙バック、雑誌、雑がみ(オフィスペーパー)、シュレッダー古紙などの古紙類 シュレッダー古紙はリサイクルが原則です。 	一般廃棄物収集運搬業許可業者に回収を依頼してください。 P16へ 古紙業者などに自己搬入してください。 P14へ
	※フィスペーパー(雑がみ)とは、新聞、段ボール、紙バック、雑誌以外の紙です。	
	・建設業、製紙業、紙加工製造業、出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。	
④ 紙類 リサイクルできないもの P8	リサイクルできないもの 防水加工された紙、圧着はがき、感熱紙、カーボン紙など 	環境センター(ごみ焼却施設)に自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託してください。 P15・P16へ
	・建設業、製紙業、紙加工製造業、出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。	
⑤ 廃プラスチック類 P9	事業系一般廃棄物 従業員が事業所で飲食した弁当がらなどのプラ容器、ペットボトルなど 	環境センター(ごみ焼却施設、ごみ破碎施設)に自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託してください。 P15・P16へ
	⑤ 廃プラスチック類 P9	産業廃棄物 カラーコーン、バケツ、ハンガー、ブルーシート、発泡スチロール、作業着 など 
※1 柔らかいプラスチック(容器包装など)は、環境センターで産業廃棄物(燃やせるもの)として受入れていましたが、ごみの増加に伴い、平成14年度に受入れを停止しました。		産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。 ※1 P16へ

産業廃棄物として処理するもの

